

○東浦町住民投票条例施行規則

平成27年12月28日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、東浦町住民投票条例(平成27年東浦町条例第34号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表者証明書の交付申請等)

第2条 条例第3条第1項の規定により住民投票の実施を請求しようとする代表者(以下「請求代表者」という。)は、住民投票実施請求書(様式第1)を添え、町長に対し、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書(様式第2)をもって住民投票実施請求代表者証明書(様式第3。以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。

(1) 住民投票実施請求書に記載された住民投票に付そうとする事項が条例第2条に規定する重要事項に該当しないとき。

(2) 設問の形式が適当でないとき。

(3) 住民投票実施請求書に形式上の不備があるとき。

3 前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、請求代表者がその定められた期間内に補正をしないときは、町長は、第1項の規定による申請を却下するものとする。

4 町長は、第1項の規定による申請(第2項の規定による補正後の申請を含む。)があったときは、直ちに東浦町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に対し、請求代表者が申請の日現在において条例第8条第1項に規定する投票資格者名簿(以下「投票資格者名簿」という。)に登録されている者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、速やかに請求代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

5 町長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在において投票資格者名簿に登録されている者の数を選挙管理委員会に確認した上で、その総数の6分の1の数を代表者証明書に付記するものとし、かつ、その数を告示しなければならない。

6 町長は、前2項の規定による告示をしたときは、直ちに選挙管理委員会に対し、その旨

を通知しなければならない。

(署名等の収集)

第3条 請求代表者は、住民投票実施請求者署名簿(様式第4。以下「署名簿」という。)に住民投票実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを添付して、前条第5項の規定による告示の日現在において条例第3条第1項の規定により住民投票の実施を請求することができる者(以下「請求資格者」という。)に対し、署名(視覚に障害のある請求資格者が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「令」という。)別表第1に定める点字(以下「点字」という。)で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)及び押印等(署名し、印を押し、並びに署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下「署名等」という。)を求めなければならない。

2 署名等は、前条第4項の規定による告示があった日から起算して1月以内でなければこれを求めることができない。ただし、次項の規定により署名等を求めることができないこととなった場合においては、その期間は、同項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、前条第4項の規定による告示があった日から起算して31日以内とする。

3 請求代表者は、本町の区域内で衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県の議会の議員若しくは知事の選挙又は本町の議会の議員若しくは町長の選挙(以下「選挙」という。)が行われるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第4項に規定する期間は、署名等を求めることができない。

4 請求資格者は、身体の故障等により、署名簿に署名等をすることができないときは、他の請求資格者(請求代表者及び当該請求代表者の委任を受けて請求資格者に対し署名簿に署名等をするをを求める者を除く。)に委任して、当該署名簿に署名等をさせることができる。

5 前項の規定により請求資格者から委任を受けた者(以下この項において「署名等代筆者」という。)が署名簿に当該請求資格者の署名等をする場合においては、署名等代筆者は、当該署名簿に署名等代筆者としての署名等を行しなければならない。

(署名等の収集の委任)

第4条 請求代表者は、請求資格者に委任して、前条の規定により署名簿に署名等を求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、住民投票実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに署名等を求めるための請求代表者の委任状を付した署名簿を用いなければならない。

(署名等の取消し)

第5条 署名簿に署名等をした者(以下「署名者」という。)は、請求代表者が署名簿を選挙管理委員会に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、当該署名簿の署名等を取り消すことができる。

(署名簿の提出期間等)

第6条 請求代表者は、署名者の数が必要署名者数以上となったときは、第3条第2項に規定する期間の満了の日の翌日から5日以内に、署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を選挙管理委員会に提出し、署名者が請求資格者であることの証明(以下「署名等の証明」という。)を受けなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき又は同項に規定する期間を経過して提出されたものであるときは、これを却下しなければならない。

(署名等の審査等)

第7条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から20日以内に審査を行い、署名簿の署名等の効力を決定し、その旨を住民投票実施請求者署名簿証明書(様式第5)により証明しなければならない。

2 選挙管理委員会は、署名簿の署名等の有効又は無効を決定するときは、印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において同一人に係る2以上の有効な署名等があるときは、その1を有効と決定しなければならない。

3 署名簿の署名等で次に掲げるものは、これを無効とする。

- (1) 条例及びこの規則に規定する手続によらない署名等
- (2) 署名者が何人であるか確認し難い署名等

(署名簿の縦覧)

第8条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

2 選挙管理委員会は、署名簿を縦覧に供するときは、縦覧を開始する日の3日前までに縦覧の期間及び場所を告示するものとする。

3 署名簿の署名等に関し異議があるときは、関係人は、第1項の規定による縦覧期間内に選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。

4 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、当該申出を受けた日から14日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、当該申出

を正当であると決定したときは、直ちに前条第1項の規定による署名等の証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

- 5 選挙管理委員会は、縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定による全ての異議についての決定をしたときは、その旨、署名者の総数及び有効な署名等の総数を告示するとともに、末尾に署名者の総数並びに有効な署名等及び無効な署名等の総数を記載した署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

(住民投票の実施の請求等)

第9条 条例第3条第1項の規定による請求は、前条第5項の規定により返付を受けた署名簿の署名等の効力の決定に関し、請求代表者において不服がないときは、その返付を受けた日から5日以内に、住民投票実施請求書に住民投票実施請求者署名簿証明書及び署名簿を添えてこれをしなければならない。

- 2 町長は、前項の請求があった場合において、前項に規定する期間を経過しているときは、これを却下しなければならない。

(投票資格者名簿の調製等)

第10条 条例第8条に規定する投票資格者名簿(以下「投票資格者名簿」という。)には、条例第7条に規定する投票資格者(以下「投票資格者」という。)の氏名、住所、生年月日、性別等の記載をしなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合において、条例第9条第2項の規定による告示の日(選挙の期日と同じ日を投票日とする場合(以下「同日実施の場合」という。))については、当該選挙の期日の公示又は告示の日)の前日現在の投票資格者(投票資格者の年齢については、投票日現在)を投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票資格者名簿の縦覧)

第11条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定により投票資格者名簿へ投票資格者の登録をしたときは、投票資格者からの申出に応じ、投票資格者名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を縦覧に供さなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、前項の規定による縦覧を開始する日の3日前までに縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。

(投票資格者名簿に関する異議の申出)

第12条 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧期間内に、文書で選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

- 2 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を異議の申出人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、第2項の規定による異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議の申出人に通知しなければならない。

(投票資格者名簿の補正登録)

第13条 選挙管理委員会は、第10条第2項の規定による投票資格者名簿の登録をした日以後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(投票資格者名簿の訂正等)

第14条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(投票資格者名簿登録の抹消)

第15条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹消しなければならない。

- (1) 死亡したことを知ったとき。
- (2) 日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (3) 本町の住民基本台帳の記録から削除されたことを知ったとき。
- (4) 投票資格者名簿の登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(投票管理者及びその職務代理者)

第16条 住民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票日における投票所及び条例第14条に規定する期日前投票(以下「期日前投票」という。)の投票所(以下「期日前投票所」という。)に投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、投票資格者名簿に登録されている者の中から選挙管理委員会の選任した者をもってこれに充てる。ただし、同日実施の場合においては、選挙の投票管理者を同時に住民投票の投票管理者とすることができる。

- 3 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者(以下「投票管理者の職務代理者」という。)を、投票資格者名簿に登録されている者の中から、あらかじめ選任しておくものとする。ただし、同日実施の場合においては、選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に住民投票の投票管理者の職務代理者とすることができる。

(投票立会人)

第17条 選挙管理委員会は、各投票所に、各投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、住民投票の期日(以下「投票日」という。)の3日前までに、本人に通知しなければならない。ただし、同日実施の場合においては、選挙の投票立会人を同時に住民投票の投票立会人とすることができる。

- 2 選挙管理委員会は、期日前投票所に、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、条例第9条第2項の規定による告示の日までに、本人に通知しなければならない。ただし、同日実施の場合においては、選挙の期日前投票所の投票立会人を同時に住民投票の期日前投票所の投票立会人とすることができる。

- 3 投票立会人で参会する者が投票所又は期日前投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、投票所にあつては当該投票区の投票資格者名簿に登録されている者の中から、期日前投票所にあつては投票資格者名簿に登録されている者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

- 4 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票をすることができない者)

第18条 投票日(期日前投票については、当該期日前投票の当日)において、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票所入場券)

第19条 選挙管理委員会は、条例第9条第2項の規定による告示があつた日以後できるだけ速やかに第10条第2項の規定により投票資格者名簿に登録された者に対して、投票所入場券を送付するものとする。

(投票用紙の交付)

第20条 投票用紙(様式第6)は、投票日の当日にあつては投票所において、期日前投票の日にあつては期日前投票所において条例第12条第2項に規定する投票人(以下「投票人」と

いう。)に交付しなければならない。

(点字投票)

第21条 視覚に障害のある投票人は、点字によって投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し出なければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙(様式第7)を交付しなければならない。

(代理投票)

第22条 条例第12条第3項の規定による代理投票をしようとする投票人は、投票管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があった場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該申請をした投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において当該投票人が指示する投票用紙の選択肢の欄に○の記号を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(期日前投票)

第23条 期日前投票は、投票日の4日前から投票日の前日までの間、期日前投票所において投票することにより行う。

- 2 期日前投票ができる投票人は、投票日の当日に公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる者とする。
- 3 期日前投票をしようとする投票人は、法第48条の2第1項各号に掲げる事由のうち投票日の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書(様式第8)を提出しなければならない。

(不在者投票)

第24条 条例第14条の規定による不在者投票(以下「不在者投票」という。)をすることができる投票人は、投票日の当日に法第48条の2第1項第3号に掲げる事由に該当すると見込まれる者のうち法第49条第2項に規定する身体に重度の障害がある者又は疾病、負傷、妊娠、出産、障害その他の理由により病院その他の施設に入院し、若しくは入所している者とする。

- 2 不在者投票は、次の各号に掲げる投票人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 病院又は老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第

29条に規定する有料老人ホームをいう。以下「病院等」という。)のうち次項に定めるものに入院又は入所している投票人 当該病院等における不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法

- (2) 前号に掲げる者以外の投票人 その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により不在者投票管理者に送付する方法

- 3 前項第1号の規定の対象となる病院等は、令第55条第2項の規定により都道府県の選挙管理委員会が指定する病院等のうち、当該病院等の長から当該病院等において不在者投票を行うことを希望する旨の申出があったものとする。

(不在者投票管理者)

第25条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を不在者投票に係る不在者投票管理者とする。

- (1) 前条第2項第1号に規定する病院等に入院又は入所している者 当該病院等の長

- (2) 前条第2項第2号に規定する者 選挙管理委員会の委員長

- 2 前項第1号に規定する不在者投票管理者となるべき者に事故があり、又はその者が欠けたときは、病院等の長の職務を代理すべき者を不在者投票管理者とする。

(不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒の交付の請求)

第26条 第24条第2項第1号の規定による不在者投票をしようとする投票人は、投票日の前日までに、選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒(様式第9)(以下「投票用紙等」という。)の交付を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求をする投票人が点字によって投票をしようとするときは、当該請求をする際に、選挙管理委員会の委員長にその旨を申し立てなければならない。

- 3 前条第1項第1号の不在者投票管理者(同条第2項の規定により不在者投票管理者となる者を含む。)は、病院等に入院し、又は入所している投票人の依頼があったときは、自ら又はその代理人によって、これらの投票人に代わって、選挙管理委員会の委員長に対し、不在者投票代理請求書(様式第10)により第1項の規定による申立て及び請求並びに前項の規定による申立てをすることができる。

4 第1項の規定による請求をする場合には、投票人は、第24条第1項に掲げる事由のうち投票の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。

5 第1項の規定による請求及び前項の規定による宣誓書の提出は、不在者投票宣誓書・請求書(様式第11)により行うものとする。

(不在者投票に係る投票用紙等の交付)

第27条 選挙管理委員会の委員長は、前条第1項又は第3項の規定による請求を受けた場合には、投票資格者名簿又はその抄本と対照して、その請求をした投票人が投票日の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用紙等の交付又は送付について、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 前条第1項の規定による請求を受けた場合にあっては、投票人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。

(2) 前条第3項の規定による請求を受けた場合にあっては、不在者投票用紙等送付書(様式第12)を添えて、当該不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

2 前項の場合において、前条第2項の規定により点字によって投票をする旨の申立てをし、又は同条第3項の規定による点字による投票の申立ての依頼をした投票人に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

3 第1項第2号の規定により投票用紙等の交付を受けた不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを投票人に渡さなければならない。

(病院等における不在者投票の方法)

第28条 前条第1項第1号の規定により投票用紙等の交付を受けた投票人は、投票日の告示があった日の翌日から投票日の前日までに、当該投票用紙等を不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票用紙に記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、当該投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれを不在者投票管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、不在者投票管理者は、投票資格者名簿に登録されている者又は当該病院等の職員を立ち合わせなければならない。

3 第1項の場合において、不在者投票管理者は、投票人が条例第12条第3項の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定によって立ち合わせた者の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定

め、その1人の立会いの下に他の1人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人の指示により投票用紙の記載をさせ、これを投票用封筒に入れて封をし、当該投票用封筒の表面に当該投票人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。(郵便等による不在者投票に係る投票用紙等の請求及び交付)

第29条 第24条第2項第2号の規定による不在者投票をしようとする投票人は、投票日の4日前までに、選挙管理委員会の委員長に対して、当該投票人が署名をした郵便等による不在者投票宣誓書・請求書(様式第13。以下この条において「郵便等不在者投票請求書」という。)に、当該投票人が身体に重度の障害があるものであることを証明する書面を添えて、投票用紙及び郵便等投票用封筒(様式第14。以下「郵便等投票用紙等」という。)の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求において、第24条第1項の規定に該当する旨を証明する書面の添付については、投票人が令第59条の3に規定する郵便等投票証明書(以下「郵便等投票証明書」という。)の交付を受けている者であるときは、不要とする。

3 第31条の規定による代理記載人となるべき者の届出を行った投票人又は郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者の記載がある投票人は、第1項の規定により郵便等投票用紙等の交付を請求しようとする場合においては、同項の規定にかかわらず、当該代理記載人となるべき者をして郵便等不在者投票請求書に、当該投票人の署名に代えて当該投票人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該郵便等不在者投票請求書に署名をしなければならない。

4 選挙管理委員会の委員長は、第1項の規定による請求を受けた場合において、その住民投票の投票に用いるべき投票資格者名簿又はその抄本と対照して、その請求をした投票人が第24条第2項第2号に規定する投票人に該当すると認めたときは、直ちに郵便等投票用紙等を当該投票人に郵便等をもって発送しなければならない。

(郵便等による不在者投票の方法)

第30条 前条第4項の規定により郵便等投票用紙等の交付を受けた投票人は、投票日の告示があった日の翌日以後、その現在する場所において、自ら投票用紙の記載をし、これを郵便等投票用封筒に入れて封をし、当該郵便等投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載するとともに署名をし、並びにこれを他の適当な封筒に入れて封をし、当該封筒の表面に投票が在中する旨を明記して、選挙管理委員会の委員長に対し、当該投票人が属する投票区の投票所を閉じる時刻までに第33条第1項の規定による投票の送致ができるように郵便等をもって送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出等)

第31条 第24条第2項第2号に規定する投票人で、自ら投票の記載をすることができない者は、当該投票人に代わって投票の記載をする者(以下「代理記載人」という。)となるべき者を定めることができる。

- 2 前項の規定により代理記載人となるべき者を定めようとするときは、その者の氏名、住所及び生年月日を、郵便等による不在者投票における代理記載人届出書(様式第15)により選挙管理委員会の委員長に届け出なければならない。ただし、郵便等投票証明書の交付を受けた投票人で当該郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者の記載がある者は、この限りでない。
- 3 前項の代理人記載届出書には、代理記載人となるべき者が署名をした当該代理記載人となるべき者の代理記載人となることについての同意書及び投票資格を有する者であることを当該代理記載人となるべき者が誓う旨の宣誓書並びに令第59条の3の2第1項各号のいずれかに該当する旨を証明する書面を添えなければならない。
- 4 第2項の規定による届出は、第29条第1項の規定による請求と同時に行うことができる。

(郵便等による不在者投票における代理記載の方法)

第32条 第29条第4項の規定により郵便等投票用紙等の交付を受けた投票人のうち前条第2項の規定による届出を行った者又は郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者の記載がある者は、第30条の規定にかかわらず、当該代理記載人をして当該投票人の指示により投票用紙の記載をさせ、これを郵便等投票用封筒に入れて封をし、当該郵便等投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所並びに当該投票人の氏名を記載させ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、当該封筒の表面に投票が在中する旨を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人は、当該郵便等投票用封筒の表面に署名をしなければならない。

(不在者投票の送致)

第33条 不在者投票管理者は、第28条第1項の規定により投票の提出を受けた場合においては、投票用封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、同条第2項の規定によって投票に立ち会った者にあつては署名をさせ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、当該封筒の表面に投票が在中する旨を明記し、当該封筒の裏面に記名押印し、直ちにこれを選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

- 2 選挙管理委員会の委員長は、第30条の規定による投票の送付又は前項の規定による投票の送致を受けた場合においては、直ちに投票を投票人が属する投票区の投票管理者に送致

しなければならない。

(不在者投票に関する調書)

第34条 選挙管理委員会の委員長は、不在者投票事務処理簿を備え、第26条、第27条、第29条及び前条の規定によってとった措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

2 選挙管理委員会の委員長は、前項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略を記載した不在者投票に関する調書(様式第16。以下この条において「調書」という。)を作成して、これに記名押印し、関係のある投票区の投票管理者に送致しなければならない。この場合において、関係のある投票区が2以上あるときは、調書に代えてその抄本を送致することができる。

3 投票管理者は、前項の規定によって送致された調書又はその抄本を次条に規定する投票録に添えなければならない。

(投票録の作成)

第35条 投票所の投票管理者は、住民投票投票所投票録(様式第17)を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の各日において、住民投票期日前投票所投票録(様式第18)を作成し、当該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(住民投票の成立及び不成立の決定)

第36条 選挙管理委員会は、投票所が閉鎖されたときは、当該住民投票の投票者総数により条例第18条に規定する住民投票の成立要件を満たしているかどうかを審査し、当該住民投票の成立又は不成立の決定をしなければならない。

(投票箱等の送致)

第37条 投票所の投票管理者は、1人又は数人の投票立会人とともに、投票日の当日、その投票箱、投票録及び投票資格者名簿の抄本を開票管理者に送致しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の末日に、その投票箱、投票箱を封印した鍵、投票録及び投票資格者名簿の抄本(以下この項において「投票箱等」という。)を選挙管理委員会に送致しなければならない。

3 前項の規定により投票箱等の送致を受けた選挙管理委員会は、投票日の当日、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならない。

(開票管理者)

第38条 住民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、選挙管理委員会の委員長をもって充てる。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

第39条 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においては、選挙管理委員会の委員長の職務代理者がその職務を代理する。

2 選挙管理委員会の委員長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに選挙管理委員会の委員又は書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を、選任しなければならない。

(開票立会人)

第40条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、当該投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2 開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは、選挙管理委員会において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは開票管理者において、投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。

3 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票立会人の氏名等の通知)

第41条 選挙管理委員会は、前条第1項又は第2項の規定により選挙管理委員会において開票立会人を選任した場合においては、直ちに当該開票立会人の住所及び氏名を開票管理者に通知しなければならない。

(開票録の作成)

第42条 開票管理者は、住民投票開票録(様式第19)を作成し、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(その他)

第43条 この規則に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1（第 2 条関係）

住 民 投 票 実 施 請 求 書

年 月 日

東浦町長

（請求代表者）住 所
氏 名
生年月日

印

（住 所）
（氏 名）
（生年月日）

印

下記の事項について、東浦町住民投票条例第 3 条第 1 項に規定する住民投票を請求します。

記

- 1 住民投票に付そうとする事項
- 2 設問の形式_____択
- 3 請求の要旨（1,000字以内で記載すること。）

様式第2（第2条関係）

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

東浦町長

（申請人）住 所
氏 名 印

東浦町住民投票条例施行規則第2条第1項の規定により、下記の事項について住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

記

1 住民投票に付そうとする事項

2 請求代表者

住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____

（住 所） _____
（氏 名） _____
（生年月日） _____

様式第3（第2条関係）

住民投票実施請求代表者証明書

1 住民投票に付そうとする事項

2 請求代表者

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

（住 所） _____

（氏 名） _____

（生年月日） _____

上記の者は、住民投票実施請求代表者であることを証明する。

なお、東浦町住民投票条例第7条に規定する投票資格者名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、_____である。

年 月 日

東浦町長

印

様式第 4（第 3 条関係）

年 月 日

住 民 投 票 実 施 請 求 者 署 名 簿
(住民投票に付そうとする事項)

選挙管理 委員会用		署 名 年 月 日	住 所	生年月日	氏 名	印	代筆をした場合（身体の故障その他の理由により署名簿に署名することができないときのみ代筆を行うことができます。）				備 考
有効 無効 の印	番号						代筆者の住所	代筆者の 生年月日	代筆者の 氏 名	代 筆 者 の 印	

(注) 署名審査の終了後、東浦町住民投票条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、この署名簿を縦覧に供します。

様式第 5（第 7 条関係）

住民投票実施請求者署名簿証明書

年 月 日

請求代表者 様

東浦町選挙管理委員会
委員長 印

年 月 日付けで請求のあった についての住民投票に
係る住民投票実施請求者署名簿は、 年 月 日付けで告示され
た住民投票の投票資格者の総数の 6 分の 1（ 人）以上の有効署名
があることを証明します。

様式第 6 （第 20 条関係）

投 票 用 紙

（その 1）

（表）

		注意 についての住民投票 東浦町選 挙管理委 員会之印 一 することに賛成の人は賛成の欄に、 反対の人は反対の欄に○をつけてください。 二 ○のほかには何も書かないでください。
反 対	賛 成	

（裏）

(その2)

(表)

			選 択 欄 せんたくらん	についての住民投票 注意 ちゅうい 東浦町選 挙管理委 員会之印 一 選 択 欄 の 一 つ に ○ を つ け て く だ さ い。 せんたくらん ひと 二 ○のほかに何なにも書かかないでください。
			選 択 肢 せんたくし	

(裏)

--

様式第7 (第21条関係)

(表)

点 字 投 票	に つ い て の 住 民 投 票	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1136 857 1166 972"> 東 浦 町 選 </td> <td data-bbox="1093 857 1123 972"> 挙 管 理 委 </td> <td data-bbox="1051 857 1080 972"> 員 会 之 印 </td> </tr> </table>	東 浦 町 選	挙 管 理 委	員 会 之 印
東 浦 町 選	挙 管 理 委	員 会 之 印			

(裏)

Date	Time	Location	Weather	Remarks

様式第 8（第 23 条関係）

宣 誓 書

投票資格者名簿に記載されている住所		氏 名		生年月日		性別				—	
				明・大・昭・平		男・女		投票区		名簿番号	
				・ ・ 生		・ 女				期日前投票 不在者投票	
私は、 当する見込みであることを宣誓し、併せて投票用紙（等）の交付を請求します。								区 分			
年 月 日								請 求		・ 直・郵	
東浦町期日前投票所投票管理者 東浦町選挙管理委員会委員長								交 付		・ 直・郵	
								受 理		・ 直・郵	
								返 還		・ 直・郵	
投票事由	理由 (該当するものを ○で囲んでください。)	・ 仕事 学 業 地域行事の役人 ・ 冠婚葬祭（本人又は親族 仲人・司会・手伝い等）			1 号		点字・代理				
		・ (投票区外に) 外 出 旅 行 滞 在			2 号		証明書 要・否 表示				
		・ 病 気 負 傷 出 産 身体障害 (のため、歩行困難)			3 号		事由 1・2・3・5 確認				
		・ 住所移転 (のため、他の市区町村に居住)			5 号		番 号				

様式第9（第26条関係）

不在者投票用封筒

（1）外封筒

(表)

年 月 日執行

についての住民投票

不在者投票

(外封筒)

東浦町選
挙管理委
員会之印

投票者氏名

(代理記載人氏名

注意一 投票者の氏名は必ず自分で書いてください。
二 代理投票の場合は、投票者と代理記載人の氏名を代
理記載人が書いてください。

投票区		性別	男・女
投票資格者 名簿登録番号	—		

(裏)

立会人

注意 立会人の氏名は必ず立会人自身が書いてください。

投票年月日

投票場所

不在者投票管理者（職氏名）

(2) 内封筒

(表)	(裏)
(内 封 筒) 注意 この封筒には、何も記載しないでください。 この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れて更に封をしてください。	

様式第 10（第 26 条関係）

不在者投票代理請求書

年 月 日

東浦町選挙管理委員会委員長

郵便番号

所在地

電話番号

施設名称

施設の長の氏名

印

年 月 日執行の についての住民投票につき、別紙
の請求者名簿に記載の投票人から依頼がありましたので、東浦町住民投票条例施行
規則第 26 条第 3 項の規定により投票用紙及び不在者投票用封筒を請求します。

別紙

請求者名簿

(施設名)

投票資格者名簿に 記載されている住所	投票人氏名	性別	生年月日	備考		投票区	名簿番号

備考 点字により投票する旨の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

様式第 11（第 26 条関係）

不在者投票宣誓書・請求書

年 月 日

東浦町選挙管理委員会委員長

私は、 年 月 日執行の についての住民投票の当日、疾病、負傷、妊娠、出産又は身体の障害等により、病院等に入院し、又は入所する見込みです。これは真実であることを誓い、併せて、 についての住民投票に不在者投票用紙等を請求します。

投票者氏名	
生年月日	
現住所	
投票資格者名簿に記載されている住所	

「投票資格者名簿に記載されている住所」欄は、現住所と異なる場合のみ記載してください。

事務処理欄			
投票区	投票資格者名簿登録番号	交付年月日	備考

様式第 12（第 27 条関係）

不在者投票用紙等送付書

様

東浦町選挙管理委員会
委員長 印

年 月 日付けであなたから交付の請求があった不在者投票用の投票用紙及び投票用封筒を下記のとおり送付します。

なお、交付の請求があった者のうち、別紙に記載されていない者は、東浦町住民投票条例に基づく投票資格者名簿に登録されていないため交付できませんから投票人へその旨をお知らせください。

記

区 分	についての住民投票	
投票用紙	(内点字用 枚)	枚
外 封 筒		枚
内 封 筒		枚

様式第 13（第 29 条関係）
（その 1）

郵便等による不在者投票宣誓書・請求書

年 月 日

東浦町選挙管理委員会委員長

私は、 年 月 日執行の 住民投票において、
次の場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、身体障害等のため歩行困難であ
ることを誓い、併せて についての住民投票の不在者投票用紙等
を請求します。

	投票者氏名	必ず自署してください。
	生年月日・性別	年 月 日生（男・女）
	投票日当日に現在する場所	枚
	投票資格者名簿に記載されている場所	枚
	連絡先（電話番号）	（ ） —
代理記載者となるべき者の住所及び氏名		

〔添付書類〕 身体に重度の障害があることを証明する書面

投票区	投票資格者名簿登録番号	交付月日	備考
	—	月 日	

(その2)

郵便等による不在者投票宣誓書・請求書（代理記載用）

年 月 日

東浦町選挙管理委員会委員長

私は、 年 月 日執行の 住民投票において、
次の場所で郵便等による不在者投票を行いたいのので、身体障害等のため歩行困難である
ことを誓い、併せて についての住民投票の不在者投票用紙等
を請求します。

	投票者氏名	必ず自署してください。
	生年月日・性別	年 月 日生（男・女）
	投票日当日に現在する場所	枚
	投票資格者名簿に記載されている場所	枚
	連絡先（電話番号）	（ ） —
代理記載者となるべき者の住所及び氏名		

〔添付書類〕 身体に重度の障害があることを証明する書面

備考 代理記載人となるべき者の住所及び氏名の欄は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。

投票区	投票資格者名簿登録番号	交付月日	備考
	—	月 日	

様式第 14（第 29 条関係）

郵便等投票用封筒

（1－1）外封筒

(表)

年 月 日執行
についての住民投票

郵便等による不在者投票
(外封筒)

投票年 月 日

投票記載場所

不在者投票管理者（職氏名）

右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたしました。

投票者氏名

注意
投票者の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区		性別	男・女
投票資格者 名簿登録番号	—		

(裏)

東 浦 町 選
挙 管 理 委
員 会 之 印

(1-2) 外封筒

(表)

注意 投票者及び代理記載人の氏名は、必ず代理記載人が書いてください。	年 月 日 執行 についての住民投票		
	郵便等による不在者投票		
	(外封筒)		
	投票者氏名	投票記載場所	投票年月日
	代理記載人氏名	不在者投票管理者(職氏名)	年 月 日

右の年月日及び場所において次の代理記載人をして投票の記載をさせました。

投票区		性別	男・女
投票資格者 名簿登録番号	—		

(裏)

東浦町選 挙管理委 員会之印

(2) 内封筒

(表)	(裏)
(内 封 筒) 注意 この封筒には、何も記載しないでください。 この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れて更に封をしてください。	

様式第 15（第 31 条関係）
郵便等による不在者投票における代理記載人届出書

私は、 年 月 日執行の についての
住民投票において、東浦町住民投票条例施行規則第 24 条第 2 項第 2 号に規定する投票人に該当しますので、同規則第 31 条第 2 項の規定により、下記のとおり必要書類を添えて代理記載人となるべき者の届出をします。

- 1 代理記載人となるべき者
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
- 2 届出人
投票資格者名簿に記載されている住所
氏 名
生年月日 年 月 日生

同意書及び宣誓書

東浦町選挙管理委員会委員長

年 月 日

私は、投票人 の代理記載人となることに同意します。
また、私は、 年 月 日執行の についての住民投票の投票資格を有する者であることを誓います。

代理記載人	住所	
	氏名	

備考 代理記載人欄は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。

様式第 16（第 34 条関係）

不在者投票に関する調書

投票区

	投票用紙及び投票用封筒を交付した者の数	投 票 者 数			備考
		男	女	計	
1 東浦町住民投票条例施行規則第27条第 1 項の規定により投票用紙及び不在者用封筒を交付し、又は発送した者	人	人	人	人	
2 東浦町住民投票条例施行規則第29条第 4 項の規定により投票用紙及び不在者用封筒を発送した者	人	人	人	人	
合 計	人	人	人	人	
3 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日			
氏 名		年	月	日	
		年	月	日	
		年	月	日	
		年	月	日	
計	人				

年 月 日調製

東浦町選挙管理委員会委員長

印

様式第 17（第 35 条関係） 住民投票投票所投票録

年 月 日執行

についての住民投票

投票区

1 投票所開設場所					
2 投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告示年月日	
	年 月 日			年 月 日	
3 投票立会人	氏 名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1) 選挙管理委員会の 選任した者		年 月 日	～ 時 分	時 分	
		年 月 日	～ 時 分	時 分	
(2) 投票管理者の選任 した者		(参会時刻)		時 分	
		(参会時刻)		時 分	
4 投票所開閉時刻	時 分開始 時 分閉鎖				
5 投票箱、投票録及び投票資格者名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	(氏名)				
6 投票の状況		投票資格者 名簿登録者数	投票当日 有権者数	投票者数	
				投票所での 投票者数(A)	不在者投票 者数(B)
	男	人	人	人	人
	女	人	人	人	人
	計	人	人	人	人
(1) 投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)				
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)				
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)				
(4) 点字により投票をした者					
(5) 代理投票	選挙人		補助者		
			(代理投票者数) 計		
(6) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	総数 人		〔 受理と決定した者の数 人 不受理と決定した者の数 人 〕		
	不 受 理 の 決 定 を 受 け た 者		(氏名)		
	代理投票の拒否の決定を受けた者		(氏名)		
(7) 投票拒否の決定をした者			投票資格者氏名	拒否の事由	仮投票の有無
	投票の拒否 (代理投票の拒否を除く。)				
	代理人投票の拒否				
(8) 投票箱に何も入っていないことの確認をした選挙人の住所及び氏名	(住所) (氏名)				
7 投票所事務従事者	総数 人 (1 選管書記 人 2 職員 人 3 その他 人)				

年 月 日調製

投票管理者

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人

投票立会人

投票立会人

投票立会人

様式第 18（第 35 条関係）

住 民 投 票 期 日 前 投 票 所 投 票 録

1 期日前投票年月日	年 月 日				
2 期日前投票所設置の状況	(1) 期日前投票所の開設場所				
	(2) 期日前投票所を設ける期間		年 月 日 ～ 年 月 日		
3 投票立会人	氏 名	選任年月日	立会時間	参会時間	辞職の時刻及び理由
(1) 選挙管理委員会の選任した者		年 月 日	～ 時 分	時 分	
		年 月 日	～ 時 分	時 分	
(2) 投票管理者の選任した者		(参会時刻)		時 分	
		(参会時刻)		時 分	
4 期日前投票所開閉時刻	時 分開始 時 分閉鎖				
5 投票の状況	投 票 者 数				
	男	人	女	人	計 人
(1) 投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)				
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)				
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)				
(4) 点字により投票をした者	総数 人 (男 人 女 人)				
(5) 代理投票	選挙人		補助者		
			(代理投票者数) 計		
(6) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	総数 人		〔 受理と決定した者の数 人 不受理と決定した者の数 人 〕		
	不 受 理 の 決 定 を 受 け た 者		(氏名)		
	代理投票の拒否の決定を受けた者		(氏名)		
(7) 投票拒否の決定をした者			投票資格者氏名	拒否の事由	仮投票の有無
	投 票 の 拒 否 (代理投票の拒否を除く。)				
	代理投票の拒否				
(8) 投票箱に何も入っていないことの確認をした選挙人の住所及び氏名	(氏名)				
6 期日前投票所事務従事者	総数 人 (1 選管書記 人 2 職員 人 3 その他 人)				

年 月 日調製 投票管理者

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 投票立会人

様式第 19（第 42 条関係）

住 民 投 票 開 票 録

年 月 日執行

についての住民投票

1 開票所開設場所											
2 開票立会人		氏 名		参会又は選任時刻			辞職の時刻及び理由				
(1) 選挙管理委員会の 選任した者				時 分							
				時 分							
				時 分							
				時 分							
				時 分							
				時 分							
(2) 開票管理者の選任 した者				時 分							
				時 分							
3 開票所開閉時刻		年 月 日 時 分開始			年 月 日 時 分閉鎖						
4 拒否の決定等を受けた投票		受 理					不受理				
5 開 票 の 結 果	(1) 投票の内訳	投票者数		投票総数(B) + (C) = (A)			有効投票(B)		無効投票(C)		
									無効投票率 (C) ÷ (A) %		
	(2) 有効投票の内訳	記号投票									
		点字投票									
	(3) 無効投票の内訳	所定の投票用紙を用いないもの	○の記号以外の事項を記載したもの	○の記号のほか、他事を記載したもの	○の記号を自ら記載しないもの	○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの	○の記号を投票用紙のいずれの欄に記載したのか判別し難いもの	白紙投票			
	(4) 点字投票										
(5) 投票の結果	選択肢										
	票 数										
6 開票所事務従事者		総数 人 (1 選管書記 人 2 職員 人 3 その他 人)									

年 月 日調製

開票管理者

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人

開票立会人

開票立会人

開票立会人

開票立会人

開票立会人

開票立会人

開票立会人

開票立会人

開票立会人

様式第1(第2条関係)
様式第2(第2条関係)
様式第3(第2条関係)
様式第4(第3条関係)
様式第5(第7条関係)
様式第6(第20条関係)
様式第7(第21条関係)
様式第8(第23条関係)
様式第9(第26条関係)
様式第10(第26条関係)
様式第11(第26条関係)
様式第12(第27条関係)
様式第13(第29条関係)
様式第14(第29条関係)
様式第15(第31条関係)
様式第16(第34条関係)
様式第17(第35条関係)
様式第18(第35条関係)
様式第19(第42条関係)